

## 学術集会発表における利益相反（COI）に関する指針

### 1. COI 事項の申告

日本エンドオブライフケア学会学術集会（以下、学術集会）において、臨床研究に関する発表を行う場合、筆頭発表者及び共同発表者は配偶者、一親等の親族、生計を共にするものを含め、学術集会の研究発表に際して、臨床研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体との経済的な関係について、過去 1 年以内における利益相反（conflict of interest; COI）状態の有無並びにその状態について、発表時に開示するものとする。

### 2. 定義

本指針で規定する「臨床研究に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体」とは、臨床研究に関し次のような関係をもった企業・組織や団体とする。

- 1) 本臨床研究を依頼し、または、共同で行った関係（有償無償を問わない）
- 2) 臨床研究において評価される療法、薬剤、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係
- 3) 臨床研究において使用される薬剤、機器などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
- 4) 臨床研究について研究助成・寄付などを行っている関係
- 5) 臨床研究において未承認の医薬品や医療機器などを提供している関係
- 6) 寄付講座などのスポンサーとなっている関係

本指針で規定する「臨床研究」とは、医療における診断方法および治療方法の改善、疾病原因および病態の理解ならびに患者の生活の質の向上を目的として実施される臨床的研究であって、人を対象とするものをいう。

### 3. COI 状態の開示基準

COI 状態の開示が必要な事項及び事項ごとの基準額を、次のとおり定める。

- 1) 研究に関連する企業・組織や団体の役員、顧問職については、1 つの企業・組織や団体から報酬額が年間 100 万円以上とする。
- 2) 株式の保有については、1 つの企業についての 1 年間の株式による利益（配当、売却益の総額）が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5 パーセント以上を保有する場合とする。
- 3) 企業・組織や団体から特許権使用料については、1 つの権利使用料が年間 100 万円以上とする。
- 4) 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に

対し払われた日当（講演料など）については、1つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。

- 5) 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が50万円以上とする。
- 6) 企業・組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から臨床研究（受託研究費、共同研究費など）に対して支払われた総額が年間200万円以上とする。
- 7) 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については、1つの企業・組織や団体から申告者個人または申告者が所属する部門（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする。
- 8) 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。ただし、申告者が実質的に用途を決定し得る寄付金の総額が年間100万円以上のものを記載する。
- 9) その他、研究とは直接関係のない旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。ただし、6)、7)については、筆頭発表者個人か、筆頭発表者が所属する部門（講座、分野）あるいは研究室などへの研究成果の発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業や団体などから研究経費、少額寄付金などの提供があった場合に申告する必要がある。

#### 4. 指針の変更

本指針は、学会理事会の議を経て変更することができる。

(2019年度第4回理事会承認)